

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 組織計画

1. 防災組織

(1) 時津町防災会議

町長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき組織するものであり、その所掌事務としては、防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関との連絡調整を図ることを任務とする。

(2) 時津町災害対策本部

地震・津波が発生し、または津波の発生する恐れがある場合に町長を本部長として、町職員および町消防団員で構成し、災害予防および災害応急対策活動を実施する。

(3) 時津町災害警戒本部

災害発生の恐れがある各種の気象警報などの発表により、災害発生が予測されるときは、副町長を本部長とし、「災害対策本部」設置前の段階として設置する。

2. 時津町災害警戒本部

(1) 設置

震度4以上の地震が発生しまたは津波予報区の長崎県西方に津波警報が発表され、災害対策を必要とするとき。

(2) 解散

津波注意報・津波警報などが解除され、災害の危険が解消したと本部長が認めたとき。

(3) 災害対策本部への切替

被害が拡大して、災害救助法の適用などが想定される程度の被害が発生し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。

3. 時津町災害対策本部

(1) 設置

地震・津波が発生し、または津波の発生が予想され、その規模および範囲からして応急対策が必要と本部長が認めたとき。

(2) 組織および分掌事務

組織および分掌事務は、第2編第2章第1節「組織計画」の定めるところによる。

(3) 解散

災害の危険が解消し、またはその災害の応急対策が完了したと本部長が認めたとき。

(4) 災害対策本部の初動機能強化

大規模災害発生時および特別警報発表時には、町災害対策本部の初動機能を強化するため、第2編第2章第1節「組織計画」に定めるとおり、「総務部」「災害復旧部」「被災者支援部」を設置し、本部長の指示に基づき、優先的な応急対応行動を実施するものとする。災害対策本部は、特に、災害発生時から3日程度までの初動対応期について、限定した防災対応力の集中投入を行う。

また、初動対応が一定の機能を果たせたと本部長が判断した場合は、町災害対策本部各部の事務分掌による対応に移行するものとする。

第2節 動員計画

本計画では、地震・津波が発生し、または発生する恐れがある場合において、応急対策を実施するための町災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌および災害対策要員の動員ならびに関係機関との連携等について定める。

1. 災害対策本部の設置および解散

総務課長は、地震が発生し、または津波が発生する恐れがあると判断した場合は、町長に報告しその指示を受けるとともに、副町長または総務部長と協議して、設置区分を決定し対策本部の各部長に通報する。

(1) 設置区分

区分	配備時期	配備内容
第1配備	<ul style="list-style-type: none"> 町内または周辺地域で震度4の地震が発生したとき。 津波予報区の長崎県西方に津波警報が発表されたとき。 	災害に対する警戒体制をとるとともに小災害の発生に対処し得る人員を配備する。 第2配備に移行しうる体制とする。
第2配備	<ul style="list-style-type: none"> 町内または周辺地域に震度5弱または5強の地震が発生したとき。 津波予報区の長崎県西方に津波警報が発表され、災害発生の恐れがあるとき。 	災害発生とともに直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。 第3配備に移行しうる体制とする。
第3配備	<ul style="list-style-type: none"> 町内または周辺地域で震度6弱以上の地震が発生したとき。 	動員可能な全職員をもって当たるもので完全な非常体制とする。

(2) 消防団員出動は「消防計画」の配備基準による。

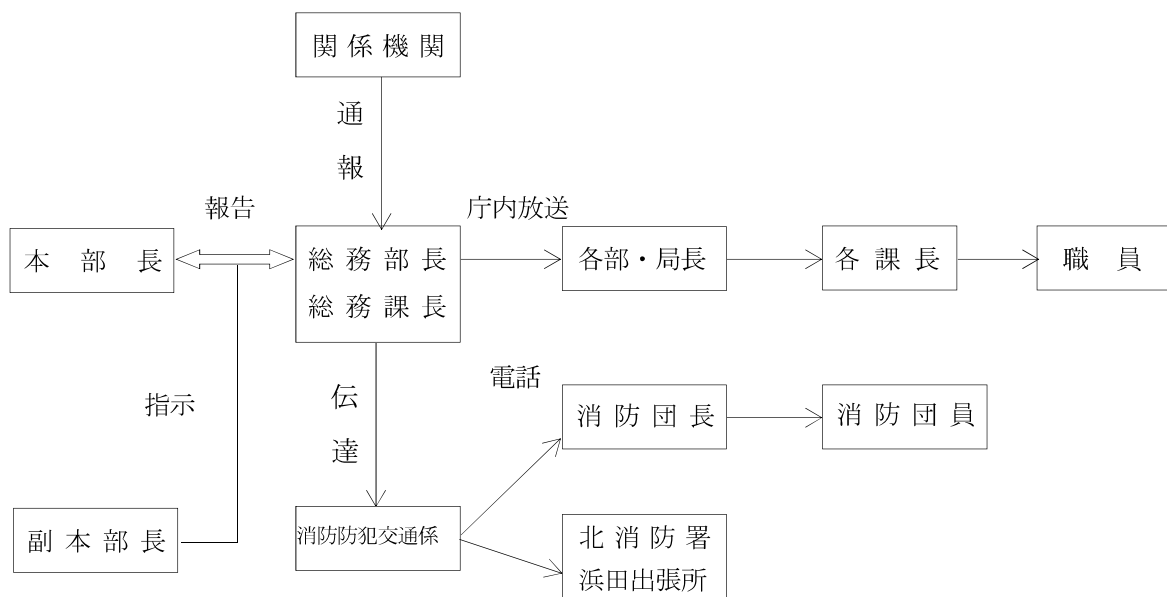
(3) 本部は、災害応急対策を一応終了し、または災害の発生の恐れがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときは解散する。

(4) 本部を設置または解散したときは、県、関係機関、住民等に対し次により通知公表する。

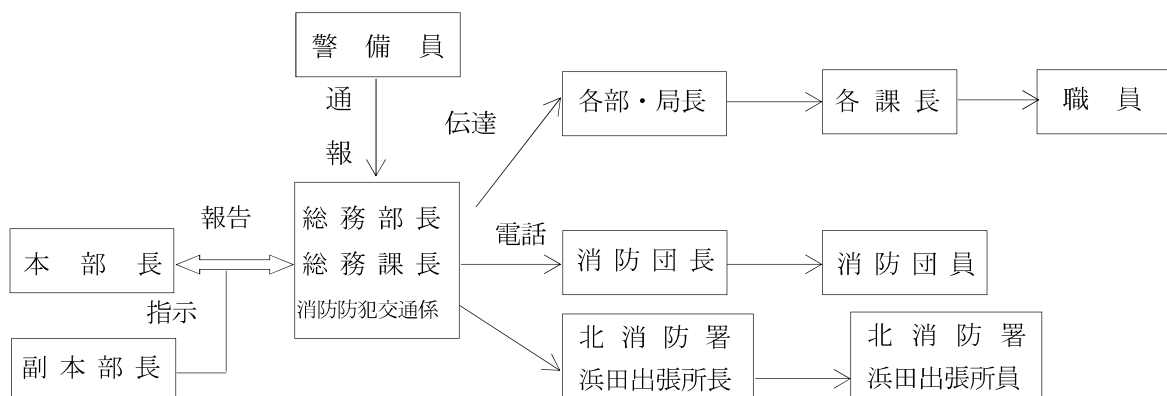
通知または公表先	担当班	通知または公表の方法
各担当班	総務消防班	防災行政無線、庁内放送、電話等
関係機関	〃	電話、防災行政無線、防災ファクス
一般住民	〃	防災行政無線、広報車、町ホームページ、防災メール配信サービス、電話

2. 伝達方法

(1) 勤務中における伝達方法は、次のとおりとする。



(2) 休日、夜間等勤務時間外における伝達方法は、次のとおりとする。



第3節 自衛隊災害派遣要請計画

第2編第2章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

第4節 労務供給計画

第2編第2章第4節「労務供給計画」の定めるところによる。

第5節 隣保互助民間団体要請計画

第2編第2章第5節「隣保互助民間団体活用計画」の定めるところによる。

第6節 地震・津波情報等の伝達計画

1. 基本方針

地震発生時における、各種地震情報、津波情報、被害発生情報等について、収集および関係機関との連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模を早期に把握するとともに、応急活動の効果的な実施に努める。

- (1) 情報の収集および伝達は、県災害対策本部と地方本部、町災害対策本部相互間の連絡を基本として、警察署および防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。
- (2) 災害対策本部に本部事務局総務部において、地震・津波情報、被害状況および災害応急対策に関する情報等について、収集・整理・分析・伝達・報告・広報を一元的に実施するものとする。
 県災害対策本部の各部各班、町災害対策本部は、収集・受理した情報を速やかに県災害対策本部の情報担当部署に伝達する。
- (3) 町災害対策本部総務部が災害発生に即応して機能できるように、あらかじめ情報担当者を指定し、速やかに配置できる体制とする。
- (4) 国の災害対策本部に対する報告、要請等は県災害対策本部において取りまとめ実施する。
- (5) 町は、災害時通信行動マニュアルの作成や災害通信訓練の実施に向けた検討を行う。
- (6) 警察は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、町災害対策本部等に速やかに伝達する。また、二次災害についても同様に把握および伝達する。
- (7) 日本放送協会、長崎放送(株)、(株)テレビ長崎、(株)エフエム長崎、長崎文化放送(株)、(株)長崎国際テレビは、災害時における放送要請に基づき正確迅速な情報の伝達を行う。

2. 情報の受理、伝達、周知

(1) 地震情報等の受理

町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県災害対策本部から伝達される地震情報等の受理は、町災害対策本部（町災害対策本部設置前においては町災害警戒本部または総務課）において受理する。 ○ 震度情報ネットワークシステム 町に設置された震度計による、震度情報（震度および地震発生時刻）が受理される。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長崎地方気象台から伝達される地震情報、気象情報、警報、特別警報等は県災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部または危機管理課直通電話）において受理する。 ○ 震度情報ネットワークシステム県下全市町に設置された震度計による、震度情報が防災行政無線により、受理される。
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部から伝達される地震情報等については、あらかじめ定められた受信方法、受領者によって受信する。

(2) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町名
長崎県	長崎県南西部	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町
	長崎県島原半島	島原市、南島原市、雲仙市
	長崎県北部	佐世保市の一部（宇久町を除く）、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
	長崎県五島	佐世保市の一部（宇久町に限る）、五島市、新上五島町、小値賀町
	長崎県壱岐	壱岐市
	長崎県対馬	対馬市

注) 緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

イ 緊急地震速報の伝達

- (ア) 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。
- (イ) 消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達する。
- (ロ) 地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (エ) 市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
店舗等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。

入手場所	とるべき行動の具体例
車の運転中	<p>後続の車が情報を聞いていない恐れがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</p> <p>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>

(3) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
--------	-------------------------------	---

(4) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁および管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報、注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（長崎県で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版）上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版）上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（長崎県で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版）地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版）地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ご

		との全国の震度などをとりまとめた資料。
--	--	---------------------

(5) 津波警報等の種類とその内容

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報

(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- ① 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ② 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- ③ 津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ④ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

イ 津波情報

(ア) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注4)

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、およびその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

沖合で観測された津波の最大波（観測値および沿岸での推定値（注））の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(イ) 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - a 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - b 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - a 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - a 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - b 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達している恐れがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - a 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - b 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

ウ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こる恐れがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表

発表基準	発表内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴など等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」または「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

時津町が属する津波予報区

津波予報区	区域	区域に属する県内市町
長崎県西方	長崎県(諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海および島原湾沿岸、対馬市および壱岐市を除く。)	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、佐々町、長崎市、諫早市、大村市、長与町、時津町、西海市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、小値賀町

(6) 地震情報等の伝達、周知

地震・津波等の情報は、次の手段を活用して、周知徹底を図る。

町防災行政無線	町が設置した同報系、戸別受信機、防災メール配信サービスにより住民への伝達に努める。
県防災行政無線	県と町間および防災関係機関の情報伝達に用いる。
携帯電話、移動体端末による伝達	防災メール配信サービスを活用し、緊急地震速報の他、避難情報等の災害時の緊急情報の伝達を行う。 また、ワンセグ(携帯電話・移動体端末向けの1セグメント部分受信サービス)の活用を図る。
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。
自治会等を通じての連絡	主として町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
広報車、有線放送等の活用	特定の地域内に情報を伝達する場合に活用する。

地震・津波等や避難に係る情報は、次の点に留意して伝達、周知を図る。

○ 海岸や海上など、防災行政無線等の音声放送による情報を得にくい場所にいる人へ情報を伝達できるように留意する。
○ 町は、地域住民以外の来訪者が多く利用する観光施設、宿泊施設への防災行政無線の戸別受信機の設置を促進し、施設管理者は、利用者への情報伝達の手段・方法をあらかじめ定めておく。

3. 情報収集

(1) 被害状況および災害応急対策に関する情報

町および県は、収集、伝達すべき情報について、あらかじめ災害発生後の時間経過に沿って整理しておき、迅速かつ適切な情報の収集、伝達を行う。

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおり。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 緊所要請事項 | <input type="checkbox"/> 被害状況 |
| <input type="checkbox"/> 火災の発生状況と延焼拡大状況 | <input type="checkbox"/> 交通規制等道路交通状況 |
| <input type="checkbox"/> 観光客等の状況 | <input type="checkbox"/> 自衛隊活動状況 |
| <input type="checkbox"/> 避難状況 | <input type="checkbox"/> 避難情の発令または警戒区域設定状況 |
| <input type="checkbox"/> 避難所の設置状況 | <input type="checkbox"/> 避難生活の状況 |
| <input type="checkbox"/> 災害応急対策実施状況 | <input type="checkbox"/> 緊急輸送実施状況 |
| <input type="checkbox"/> 生活必需物資の在庫および供給状況 | <input type="checkbox"/> 物資の価格、役務の対価動向 |
| <input type="checkbox"/> 医療救護施設の設置状況ならびに医療救護施設および病院の活動状況 | |
| <input type="checkbox"/> ガス、水道、電気等生活関連施設の状況 | |
| <input type="checkbox"/> 復旧見込み等 | |

(2) 情報収集手段

町、県、防災関係機関は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を確保して、迅速かつ適切に情報収集に努める。

ア 町

町災害対策本部は、防災行政無線および自治会等を通じるなど、町における情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。

イ 県

県災害対策本部および同地方本部は、必要に応じ管内市町に職員の派遣等を行い、町における災害対策の実施状況および被災状況に関する情報収集に努めるとともに、逐次、県災害対策本部へ連絡する。

ヘリコプターによる情報収集

大規模な地震が発生し甚大な被害が予想される場合や、津波警報が発表された場合は、県災害対策本部は、次の事項を重点としながら、速やかな偵察活動を実施するものとし、その結果を災害対策本部に通報するよう、県防災ヘリコプターに指示する。

また、ヘリコプターを所有する県警察本部、自衛隊、海上保安部各機関においても、偵察活動を実施する。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 災害発生場所、延焼の状況 | <input type="checkbox"/> 道路被害状況（道路交通機能確保状況） |
| <input type="checkbox"/> 建築物の被害状況 | <input type="checkbox"/> 公共機関および施設の被害状況 |
| <input type="checkbox"/> 住民の動向、その他 | <input type="checkbox"/> 津波の発生状況 |

ウ 警察

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 広域緊急援助隊および交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通情報等の情報収集に当たらせる。 |
| <input type="checkbox"/> 夜間、荒天時等格別の事情のある場合を除き、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うとともに、警察庁および管区警察局に対してヘリコプターテレビ、交通監視カメラ等の画像情報を伝達する。 |

エ 防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

オ 民間企業等と連携した情報収集

町および県は、民間企業（事業者）からの情報収集やボランティアと連携したツイッター等のコミュニケーション手段による情報収集について、その正確性の検証方法等を含めて検討する。

また、店舗の開設等の生活情報の収集・伝達については、報道機関等の協力を得て行うこととし、報道機関等による情報収集内容や情報伝達方法をあらかじめ定めておく。

4. 報告・要請事項の処理

(1) 国に対する報告および要請

ア 国に対する被害状況および講じた措置の概要の報告ならびに必要な措置の要請は、県（県災害対策本部設置後は県災害対策本部、以下同じ。）から電話等により行う。

イ 被害状況等の報告については、町から県地方本部を通し、県から消防庁へ行うことが原則であるが、町が県に対して報告できないような場合は、消防庁へ直接報告する。なお、町が県と連絡ができるようになった後の報告については、原則に戻り、県に報告する。

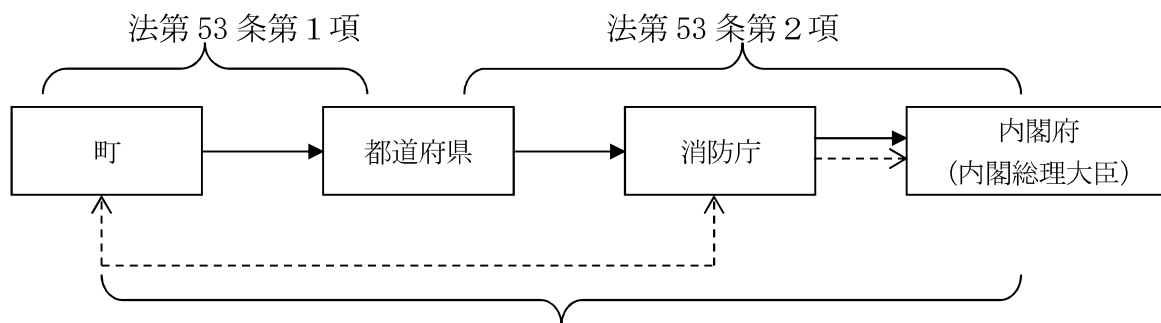
ウ 県が消防庁に対して、報告する災害は以下のとおりとする。

(ア) 県において災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる災害

(ウ) (ア) または (イ) に定める災害になる恐れのある災害

災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告ルート



都道府県に報告できない場合（法第53条第1項かっこ書）

[長崎県危機管理課連絡先]		[消防庁連絡]	
本課	電話 095-824-3597 ファクス 095-821-9202	1. 平日（9：30～17：45）応急対策室 （N T T回線）	電話 03-5253-7527 ファクス 03-5253-7537
防災室	電話 095-894-3731 ファクス 095-823-1629	（消防防災無線）	電話 62-90-49013 ファクス 62-90-49033
本課電話（無線）	1-2-111-8-2142	（地球衛星通信ネットワーク）	電話 T N-048-500-90-49013 ファクス T N-048-500-90-49033
ファクス（無線）	2-111-7228		
防災室 電話（無線）	1-2-111-8-3731 ～3733	2. 上記以外 宿直室 （N T T回線）	電話 03-5253-7777 ファクス 03-5253-7553
ファクス（無線）	2-111-7339	（消防防災無線）	電話 62-90-49102 ファクス 62-90-49036
		（地球衛星通信ネットワーク）	電話 T N-048-500-90-49102 ファクス T N-048-500-90-49036

(2) 地震発生直後の情報等の収集、連絡

ア 町は、人的被害の状況、建築物の被害状況および火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 県は、町等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する情報を県の防災ヘリ、地方本部等より収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

ウ 警察は、被害に関する情報を県警ヘリ、管内警察署等より収集し、県に対して連絡するとともに警察庁に報告連絡する。

(3) 応急対策活動情報の収集、連絡

ア 町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

イ 県および公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ県、公共機関に連絡する。

ウ 町、県および関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 県災害対策本部に対する報告および要請

ア 町災害対策本部は、県地方本部を通じ必要な情報について速やかに県災害対策本部に対し報告し、または要請する。

主な報告および要請すべき事項

(ア) 緊急要請事項

(イ) 被害状況

(ウ) 町の災害応急対策実施状況

イ 防災関係機関は、必要な情報について速やかに災害対策本部に対し報告を行う。

主な報告すべき事項

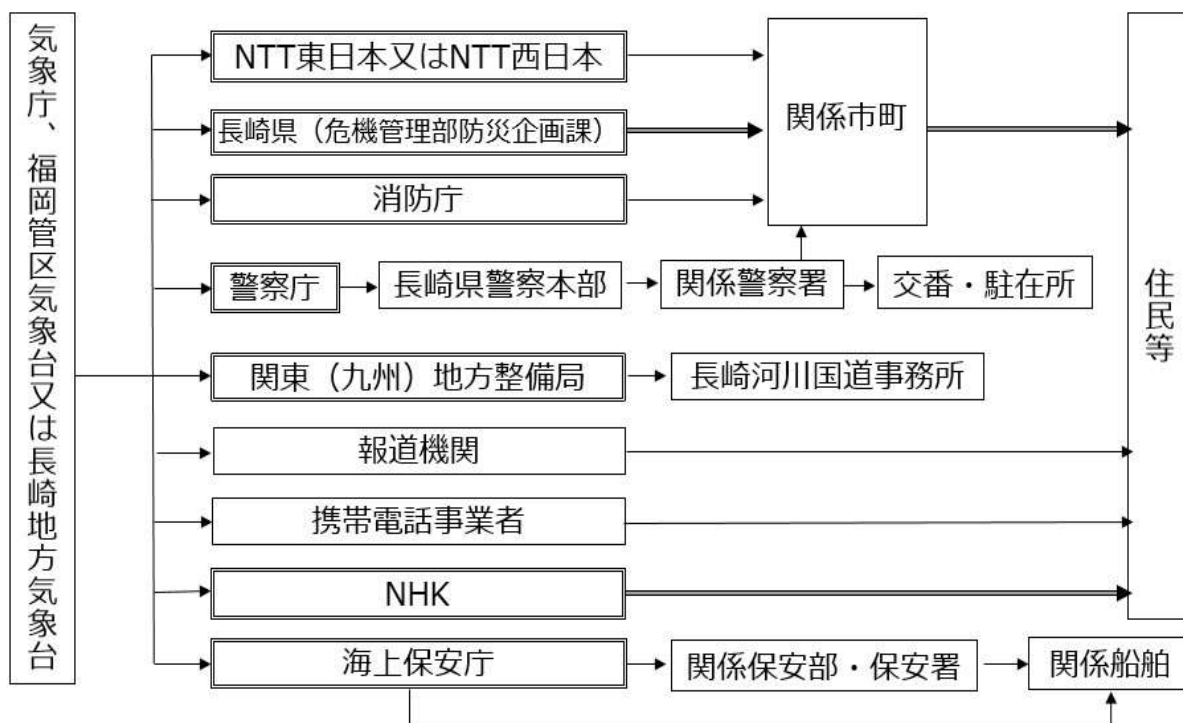
(ア) 緊急要請事項

(イ) 被害状況

(ウ) 町の災害応急対策実施状況

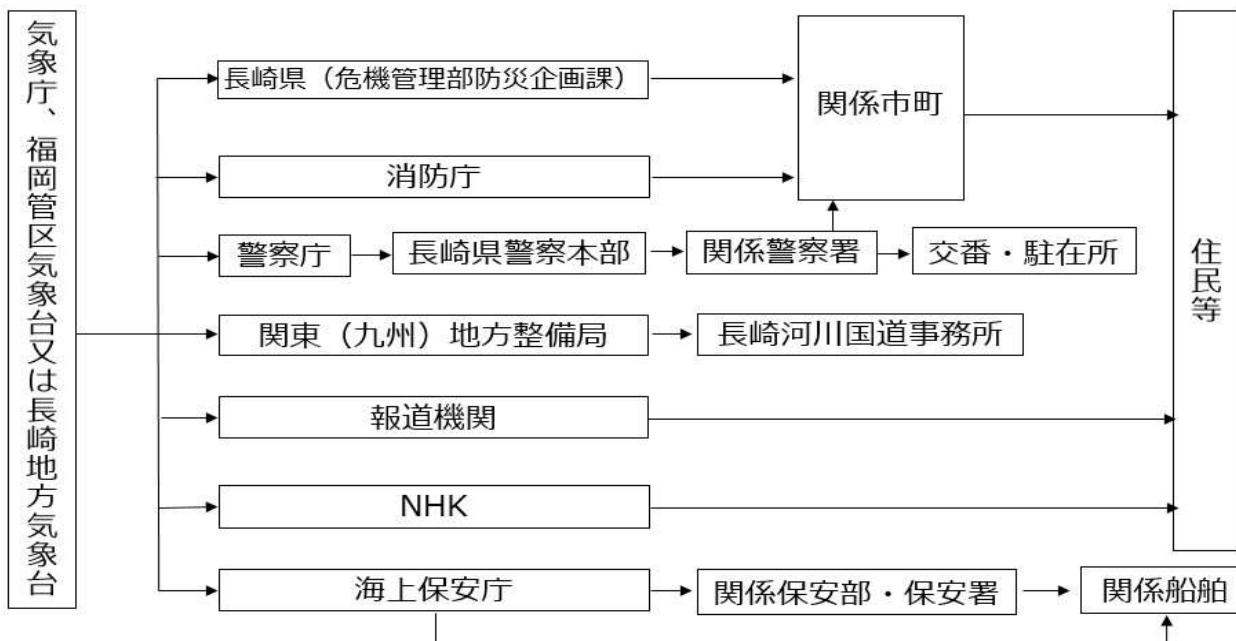
なお、県災害対策本部においては、防災関係機関に対し、必要な措置の要請を行う。

津波警報等の伝達系統図

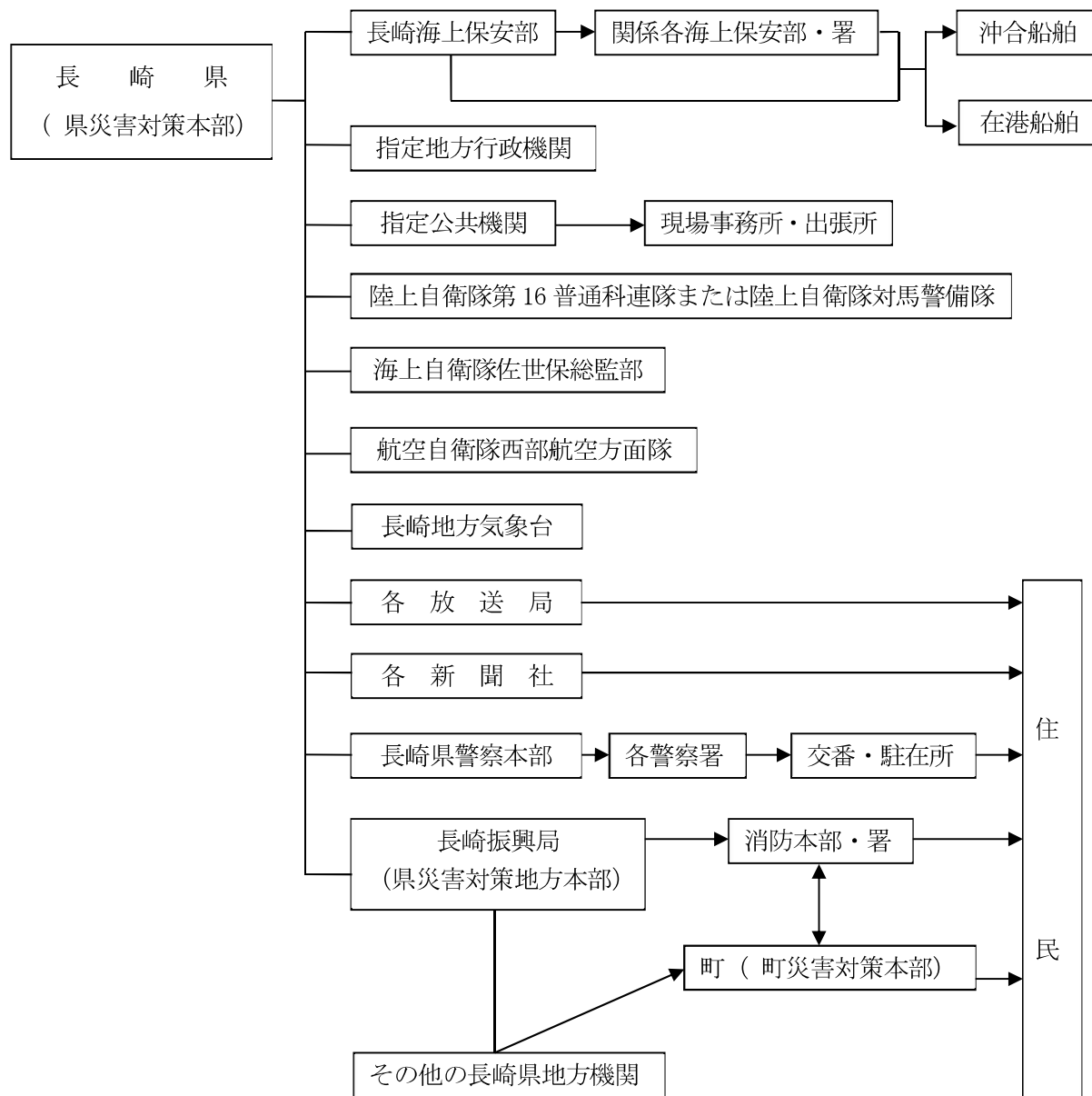


- 注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 注3) 長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、杵岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合。
- 注4) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

地震・津波情報の伝達系統図



長崎県の災害対策伝達系統図



5. 被害の認定基準

資料編：被害の認定基準

6. 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 県または町が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展する恐れがあるもの。
- カ 地震が発生し県の区域内で震度4以上を記録したもの。
- キ その他災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 被害報告等の種別

報告の種別等は次の表のとおりとする。

種別	摘要
災害概況即報	災害（人的被害または住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、資料編様式を用いること。
被害状況報告	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	他の法令または通達等に基づき、町が県に対して行うものである。

資料編：災害概況速報

被害状況報告

被害状況報告 速報確定

災害報告事務の状況一覧（報告者 町長）

被害報告処理系系統図（町→県）

(3) 被害報告等の要領

- ア 被害報告については、災害の規模および性質によって短時間に正確な事項別に被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともに、あわせて町災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。
- イ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、または特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行うものとする。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。
- エ 被害報告は、町から県、県から消防庁へ報告するが、通信の途絶等により町から県へ報告できない場合は、町から直接消防庁へ報告するものとする。

オ 震度5強以上の地震が発生した場合は、町は直接消防庁にも報告するものとする。

第7節 通信施設利用計画

第2編第2章第7節「通信施設利用計画」の定めるところによる。

第8節 災害情報収集および被害報告取扱計画

第2編第2章第8節「災害情報収集および被害報告取扱計画」の定めるところによる。

第9節 災害広報計画

第2編第2章第9節「災害広報計画」の定めるところによる。

第10節 広域応援活動計画

第2編第2章第10節「広域応援活動計画」の定めるところによる。

第11節 社会秩序を維持する活動計画

第2編第2章第11節「社会秩序を維持する活動計画」の定めるところによる。

第12節 災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため、消防、水防活動および救出活動について、消防機関等および自治会等ならびに住民が実施すべき事項を示す。

1. 消防、水防活動

(1) 消防、水防活動の基本方針

- ア 消防機関は、地震に対処するための消防計画および水防計画の定めるところにより数多くの人命を守ることを最重点にした消防、水防活動を行う。
- イ 住民、自治会等は、自ら生命および財産を守るため出火防止活動および初期消火活動を実施する。特に危険物を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- ウ 地域の住民は、協力して可能な限り消火活動を行い災害の拡大を防止する。

(2) 消防機関の活動

- ア 災害発生状況等の把握
消防機関は、管内の消防、水防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部および時津警察署と相互に連絡を行う。
 - (ア) 火災、津波の発生状況
 - (イ) 自治会等の活動状況
 - (ウ) 消防、水防活動上重要な道路障害の状況
 - (エ) 緊急救助事象の状況
 - (オ) その他消防、水防活動上参考となる状況
- イ 消防活動の留意事項
消防機関は、地震が発生したときの火災の特殊性を考慮の上、次の事項に留意し消防活動を実施する。
 - (ア) 延焼火災の少ない地区は、集中的な消火活動を実施する。
 - (イ) 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難活動を直ちに実施し、必要に応じ避難路の確保等、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
 - (ウ) 危険物の流出等により災害が拡大し、またはその恐れのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
 - (エ) 救急活動の拠点となる避難（場）所、幹線避難路および防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
 - (オ) 自治会等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 事業所の活動

- ア 火災予防措置
 - (ア) 火気、LPガス、石油類については、遮断を確認する。
 - (イ) 地震がおさまった後、直ちにガス、石油類の流出等異常発生の有無を点検し必要な措置をとる。
- イ 火災予防措置
 - (ア) 初期消火活動
 - (イ) 必要に応じ、従業員等の避難誘導を行う。
 - (ウ) 初期消火ができなかった場合においては、できる限りの延焼防止活動を行う。

(4) 住民の活動

- ア 各家庭における使用中の火気を直ちに遮断し、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互の呼びかけを実施するとともに、その点検および確認を行う。

- イ 火災が発生したときは、消火器、可搬ポンプ等を活用して、初期の消火活動に努める。
- ウ 長崎市北消防署および町消防団が到着したときは、消防機関の指揮に従う。

2. 人命の救出活動

(1) 町の活動

ア 町は、職員を動員し、消防機関等を指揮して、生命が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者を捜索救出し、負傷者等を必要に応じ救護所等に収容する。

イ 町は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して、県に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他周囲の状況等、応援に関する必要事項

(2) 事業所等の活動

事業所の防災組織等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

イ 救出活動用資材を活用し、組織的救出活動に努める。

ウ 自主救出活動が困難な場合は、町、長崎市北消防署および時津警察署に連絡し、早期救出を図る。

エ 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関および警察と連絡を取り、その指導を受ける。

3. 救急活動

(1) 初期救急

被災地における住民や町消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努めるものとする。

(2) 町の救急活動

町は、医療機関、運輸機関等の協力を求め救急活動を実施するとともに、多数の負傷者が発生し、他市町の応援を必要とするときは、県および近隣市町に対し、応援出動を要請する。

4. 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の地震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 町は、建築技術者等を活用して被災建築物等の応急危険度の判定を速やかに行うとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 住民は、自らの生命および財産を守るために、被災建築物等の安全を確認する。

5. 二次災害の防止

余震または降雨等による水害、土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講ずる。なお、災害発生の恐れがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

- (1) 二次災害的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- (2) 余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行う。

- (3) 被災宅地危険度判定士等を活用し、被災宅地危険度判定を速やかに行う。
- (4) 高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- (5) 有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第13節 消防計画

第2編第2章第15節「消防活動計画」の定めるところによる。

第14節 危険物災害応急対策計画

第2編第2章第16節「危険物災害応急対策計画」の定めるところによる。

第15節 災害救助法の適用に関する計画

第2編第2章第17節「災害救助法の適用に関する計画」の定めるところによる。

第16節 避難計画

地震・津波災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、避難誘導対策を推進する。また、以下の対策のほか、第2編第2章第18節「避難計画」の定めるところによる。

1. 津波災害時の避難情報発令の判断基準

津波災害時の避難情報発令は以下の基準を参考に発令する。

避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき ●停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
------	--

第17節 救出計画

第2編第2章第19節「救出計画」の定めるところによる。

第18節 死体捜索および収容埋葬計画

第2編第2章第20節「死体捜索および収容埋葬計画」の定めるところによる。

第19節 食糧供給計画

第2編第2章第21節「食糧供給計画」の定めるところによる。

第20節 衣類品および生活必需品供給計画

第2編第2章第22節「衣類品および生活必需品供給計画」の定めるところによる。

第21節 給水計画

第2編第2章第23節「給水計画」の定めるところによる。

第22節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画

第2編第2章第24節「応急仮設住宅および住宅の応急修理計画」の定めるところによる。

第23節 障害物の除去作業

第2編第2章第25節「障害物の除去計画」の定めるところによる。

第24節 義援金品受付配分計画

第2編第2章第26節「義援金品募集配分計画」の定めるところによる。

第25節 医療助産計画

第2編第2章第27節「医療助産計画」の定めるところによる。

第26節 防疫計画

第2編第2章第28節「防疫計画」の定めるところによる。

第27節 廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理計画

第2編第2章第29節「廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理計画」の定めるところによる。

第28節 輸送計画

第2編第2章第31節「輸送計画」の定めるところによる。

第29節 交通応急対策計画

第2編第2章第32節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第30節 文教応急対策計画

第2編第2章第33節「文教応急対策計画」の定めるところによる。

第31節 電力施設災害応急対策計画

第2編第2章第34節「電力施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第32節 ガス施設災害応急対策計画

第2編第2章第35節「ガス施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第33節 水道施設災害応急対策計画

第2編第2章第36節「水道施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第34節 公共下水道施設災害応急対策計画

第2編第2章第37節「公共下水道施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第35節 福祉に係る対策計画

第2編第2章第38節「福祉に係る対策計画」の定めるところによる。

第36節 救急医療対策計画

第2編第2章第39節「救急医療対策計画」の定めるところによる。

第37節 公共土木施設災害応急対策計画

第2編第2章第40節「公共土木施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第38節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画

第2編第2章第42節「県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画」の定めるところによる。

第39節 自発的支援の受入計画

第2編第2章第43節「自発的支援の受入計画」の定めるところによる。

第40節 広域避難受入計画

第2編第2章第44節「広域避難受入計画」の定めるところによる。